

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年5月25日18時45分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいまから、第11回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。まず始めに、本部長である知事からごあいさつをお願いします。

（本部長（知事））

お疲れさまです。本日、最後まで残っていましたが、本県を含む5つの都道県に出されていきました緊急事態宣言が解除されました。これまで徹底した外出自粛や、休業要請に応えていただいた県民、事業者の皆さんに深く感謝したいと思います。

全国で緊急事態宣言が解除されたことで、今後新型コロナウイルス対策も新たなステージに移行することになります。これまでは、厳しい規制によってコロナウイルスを封じ込める対応をとってまいりましたが、これからは感染拡大防止と社会経済活動との両立を進めていくこととなります。

県では緊急事態宣言解除後の神奈川ビジョンといったものを公表し、感染拡大の兆候を捉えるモニタリングを行いながら、場合によっては神奈川警戒アラートを発動していくことや、感染の第二波に備えた神奈川モデルによる医療提供体制を充実していくことを既に明らかにしております。また、前回の本部会議では、外出自粛や休業要請の段階的な解除の考え方も整理したところです。

本日の会議では国の基本的な解除方針を踏まえ、前回の議論を落とし込んだ今後の県の対処方針について議論していきたいと思います。約1か月半にわたる緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の収束と社会経済活動の安定化に向けて取り組むべき課題は多い。引き続き全庁一丸となって取り組むことをお願いしまして、会議を開くにあたってのあいさつとします。

（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日議題は大きく4点です。順次ご報告します。

お手元の資料を確認します。次第、神奈川県対処方針、それから県の基本方針で、参考扱いになりますが、先週の金曜日に知事から発表いただいたパワーポイントの資料が添付されています。さらに、参考ですが、各団体への通知が載っています。順次説明します。

まず「（1）国の基本対処方針の改定について」、本日午前中に国の基本的対処方針の諮問委員会が開催され、全国知事会長が出席しました。現在国のほうでは、安倍首相の会見後に、これから国の対策本部会議が開催されると伺っております。

従いまして、現時点では国の基本的対処方針は、まだ届いていない状況ですが、午前中

行なわれた会議において、全国知事会長を通じて情報はいただいておりますので、口頭で恐縮ですが、ポイントだけご説明します。

まず、緊急事態宣言解除後の都道府県における取組ということで、国の対処方針の記載事項ですが、都道府県は新しい生活様式が社会経済全体に定着するまで一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベントの開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に解除するといったステップを踏むにあたっては、3週間を一つの目安にする考え方が示されています。

そのうえで外出の自粛に関してですが、まず感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が図られるよう、あらゆる機会を通じて住民や事業者等に周知を行うこと。また、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。さらに最初の3週間の段階においては、本県を含む特定警戒都道府県であった地域との間の移動は慎重に対応するよう促すこと。さらにこれまでにクラスターが発生しているような施設への外出は5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと、などが記載されています。

そうした意味で参考資料のパワーポイントの資料と、国の基本的対処方針の考え方に大きなブレはないと認識をしています。

また、イベントの開催は、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模・要件を緩和すること。その際、屋内で開催される催し物については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すことが記載されています。また、具体的な数値については、基本的対処方針に記載はありませんが、今後、事務連絡等で発出されると伺っています。

また、施設の使用制限につきまして、これまでにクラスターが発生しているような施設や3つの密がある施設は、引き続き地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を要請することなどが記載されています。

また、都道府県は感染拡大の傾向がみられる場合には、国の対処方針における取組として、迅速かつ的確に特措法に基づく要請行為を行うこととされています。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方を予め広報しておくことについても記載があると伺っており、これは、本県では先日知事から報告がありました神奈川警戒アラートを指すものと受け止めています。国の基本的対処方針の中のキーの部分だけご報告申し上げましたが、先週、外出自粛について、段階的な休業要請の解除について本部長である知事から報告した内容について、大きく逸れるものではないと考えています。

そのうえで(2)の議題に入ります。「県の対処方針と基本方針の改定について」です。引き続き報告します。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言が、5月25日に解除

されました。

県は感染の拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応するというものです。

1番は、「情報提供・相談対応」として、様々な媒体を活用して、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努めることや、ホームページの特設サイト等で、様々な情報発信に努めること。新型コロナウイルス感染症対策サイトを通じて、最新の感染状況等について迅速に情報提供を行うこと。LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努めること。専用ダイヤル等を通じて、健康・医療・経営など、県民の相談にきめ細かく対応することを記載しています。

2番、「まん延防止対策」であります、「(1) 新しい生活様式の定着促進」。県民への外出自粛の要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、概ね3週間次の行動を控えるよう要請する、として、繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の利用、帰省や旅行など県域を越えた移動については控えていただくよう要請をしたいと考えています。

「(2) 事業者における感染防止対策の促進」ですが、感染防止対策の促進として、在宅勤務や時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進すること。次のページへまいりまして、事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図って感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行うこと。事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」という、金曜日に報告した仕組みを運用すること。事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINE コロナお知らせシステム」を運用すること、などを記載しています。

次に、「イ 段階的な休業要請の解除」です。4月11日から「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動、遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行ってきた休業要請は、事業者が感染防止対策を講じることを前提に解除する。ただし当面の間、午後10時までの営業時間の短縮を要請する、としています。

また、飲食店など「食事提供施設」は、事業者が感染拡大対策を講じることを前提に、これまでの「午後8時まで」から「午後10時まで」へと営業時間の短縮を緩和する。なお、これらの時短営業の解除は、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ総合的に判断する、としました。

「(3) イベント自粛の段階的な解除」です。4月11日から行ってきたイベントの自粛の要請については、屋内100人以下、屋外200人以下の小規模イベントについて解除する。なお、中規模以上のイベントの自粛の要請の解除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ総合的に判断する、とします。県は、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める、としました。

「(4) 感染拡大に向けた対応」です。これは、モニタリングと神奈川警戒アラートの発出です。県は、感染拡大(2波)に備え、モニタリング指標等に基づくモニタリングを継続すること。モニタリング指標が、神奈川警戒アラートの発動基準に達した場合は、医療の状況や監視体制などを含め、専門家の意見を聞いて、神奈川警戒アラートの発動を判断する。発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかけるとしています。

次のページへまいりまして、緊急事態宣言が再度出された際の対応です。再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合には、改めて県の実施方針を定め、緊急事態措置を実施するとしています。

また、(5)として、県機関における取組として、県の基本方針に基づき、必要な対応を図るということですが、後ほどご説明します。

「3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持」ですが、大きくマルを六つ用意しています。1点目が「神奈川モデル」の維持・進化についての表現。2点目が検査体制の拡充についての表現。3点目が病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保についての表現。4点目の場合は、小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じた「神奈川モデル」の充実。5点目が、院内感染の防止に向けて、クラスター等の発生時には専門的なチームを派遣するなど、適切な支援を行うこと。さらに6点目は、医療従事者、家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発などに取り組むこと、を記載しています。

最後4ページ目ですが、「経済・雇用対策」として、感染症の影響を受けている中小企業の経営相談、あるいは金融支援などにより、経営安定化に努めること。店舗における感染防止対策の支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援など、事業者への支援を進めること。また、感染症の影響で内定を取り消された方に対する緊急雇用。さらに次の場合は、生活に困窮する県民の方を対象にしたワンストップで相談を受け付ける窓口、さらにこれらについて国などの支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知していくこと、を方針としています。

5番については従来の方針と同様です。

6番、「本部体制の充実」も、引き続き全庁が緊密に連携することを記載しています。

最後、「その他」ですが、ただいま説明した対処方針のうち、外出自粛についての解除等の表現をした2の(1)、それから2の(2)のイの「段階的な休業要請の解除」及び2の(3)の「イベント自粛の段階的な解除」、5月27日午前0時から適用したいと思います。

また、4月7日に制定し、5月5日に最終改定をした、いわゆる「県の実施方針」は、緊急事態宣言の解除に伴い、本日をもって廃止することなどを記載しています。

なお、別紙として「緊急事態宣言解除後の再警戒の指標」、それから「緊急事態宣言解除後の施設管理者への新たな要請内容」、「緊急事態宣言後のイベントの開催」について、

本文記載のものを表として整理しました。

以上が3月30日に策定をしておりました神奈川県に対処方針について、先週金曜日に知事からご説明をしたパワーポイントの資料、さらには本日情報を入手した国の基本的対処方針を踏まえて改定したいというものです。

続いて説明するのが、県の基本方針です。県の基本方針は冒頭のとおり、ただいまご説明した対処方針のうち、県機関における取組に着目して策定したものです。

1番、「全庁を挙げた対策の推進」では、全部局・任命権者が、急を要しない業務の中止や見直しを行い、全庁的にしっかりと対応していくことを表現しています。

2番、「新しい生活様式の定着に向けた取組」として、職員、所属が取り組むべき事項を表現するとともに、「(2) 県民利用施設」におきましては、施設管理者は類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開すること。なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が判明した場合に備え、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努めることを記載しております。

また、県民等への対応は、従前どおり郵送やインターネットによる提出について周知・要請するほか、県民の皆さま等が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染防止対策を行うことを記載しています。

次のページ、業務上やむを得ず県民や事業者等へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症拡大防止対策に十分留意した上で行うこととしています。

また、イベント等の実施の扱い、公立学校向け対策は、別添資料について整理をしています。まずイベント等の実施の扱いについて、説明します。

このイベント等の実施の扱いは、冒頭2行目のとおり、県が主催するイベント等について、特措法に基づく本部体制を維持する職員を確保するという観点から、次のとおりとしたいと考えています。対象期間は8月末まで。県民が参加する県主催のイベントは、原則中止又は延期、これを基本したい。ただし、中止・延期が難しいものは、対処方針に基づいて、しっかりと感染予防対策を行った上で開催することができる。また、「LINE コロナお知らせシステム」の活用、さらには参加者の連絡先の把握など確認することを記載しています。

また、県が主催する会議や研修等について、不要・不急の会議・研修は、原則、中止又は延期をする。電子会議への切替え、書面会議の検討などを行うことなど、従前どおり本部体制を維持する職員を確保する観点から対応したいというものです。

次に別添資料2、教育委員会の対応は、恐れ入りますが教育長からお願いします。

(教育部 (教育長))

別添資料2の教育委員会の対応です。

これは5月22日の本部会議で宣言が解除された場合ということでご報告しています。

まず1の「公立学校における対応」ですが、県立学校については6月1日から再開をする。それから2マル目、5月25日の月曜日までというのは、本日まで宣言下にございますので、これを削除していただき、受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。それから再開にあたっては、段階的に行っていく、という内容で、本日付で正式に県立学校長に通知をするとともに、市町村教育委員会に対しまして、休業要請の解除と、今後の学校再開についての対応、これを依頼したいと考えています。その下の通常登校までのスケジュールは、22日にお示しした内容です。

それから2番が、県教育委員会が所管をしております社会教育施設における対応です。2マル目にあるように県立図書館、川崎図書館は、予約貸出及び返却のための窓口サービスは5月27日から先行実施し、両図書館とも6月9日から再開館と考えています。そのほか、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館については、6月9日から再開館の予定です。なお、生命の星・地球博物館については、これは動物のはく製等もあるため、毎年一回、施設内の燻蒸作業を6月に実施しているため、7月1日から再開館という予定です。

このあと県教育委員会として、ガイドラインを早急に策定し、これに基づいて、各館が詳細なマニュアルを作成していきます。入館者の動線ですとか、図書館における座席数をどうするか。さらには、展示物の一部のレイアウト変更等も行いながら、3密を防ぐ手立てを考えていきます。そうした手立てを講じながら、当初は入場者制限ということも想定をしていますが、段階的に、社会教育施設については、再開館を考えています。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。報告が長くなりましたが、本日の緊急事態宣言の解除に伴いまして、3月30日に策定をしていました「神奈川県対処方針」を改めて改定すると同時に、これまでの実施方針を廃止すること。また、県機関について定めていました「県の基本方針」について改定することについて説明しました。

これらは、先日、本部長から報告しました外出自粛要請や事業者への休業要請、段階的な解除の考え方を踏まえると同時に、本日情報として入手した国の基本的対処方針とも一定の整合を図ったものと考えています。

ここまで何か構成員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(本部長 (知事))

要するに、この間我々議論した中で、「当面の間」と言っていたものが「概ね三週間」。ここが一番変わったところですね。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

そのとおりでございます。ほかにございますか。

それでは皆様にお諮りします。神奈川県対処方針を本日付で改定をし、今後この方針に基づいて進めていくこと。さらには、県の内部、県機関における取組を定めた県の基本方針について、本日付で改定し、記載のとおり進めていくことについて、このとおり進めていくことでよろしいでしょうか。本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

はい、了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

それではそのようにしますので、議題の2については以上とします。

議題の3番目、「緊急事態宣言の解除に係る知事メッセージ」ですが、皆様のお手元に、ただいまの対処方針等を踏まえた上で知事からのメッセージをご用意していますので、本部長である知事が直接読み上げていただければと存じます。よろしくお願ひします。

(本部長 (知事))

【「緊急事態宣言の解除に伴う知事メッセージ」読み上げ】

以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。

緊急事態宣言に伴う知事メッセージは以上としたいと思います。

議題の「(4) 関係団体への要請について」報告します。

先ほど対処方針等について決定しましたので、早速27日午前0時までの間、明日一日あるわけですが、関係団体に様々な要請をしていくことが必要です。資料の後ろにサンプルとしてこれまで休業要請を行ってきた6業種、それから営業時間を8時までにお願ひしていた食事提供施設に関わる団体に送るものをサンプルとして用意しました。

本日、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、対処方針を改定したこと。したがって施設の使用制限の要請は解除するけれども、今後、業界団体や県が作成したガイドラインを参考にさせていただいて感染拡大防止を徹底いただくよう所管の組合員に対して周知いただくこと。また営業時間については、当分の間、夜10時までとしていただくよう要請することなど、対処方針や知事のメッセージと同じ内容を、各団体に、もちろんこれまで休業要請していなかった団体にもそれ向けの表現にして発出したいと考えています。

その際、ただいま知事からお話のありましたメッセージ、それから県の対処方針、さらには事業活動再開に伴う感染拡大防止対策についての依頼を参考としてつけています。こ

れについてはまだ精査をしたいと思いますが、こうしたものを付けて、明日各局で所管している団体等に幅広く本日の対処方針や知事のメッセージについて広報等を行っていただき、明後日の午前0時を迎えるということで考えていますので、報告します。

以上、議題4点全て終了しましたが、ここまでで改めて構成員の皆様からご意見等があれば承ります。

よろしいでしょうか。

それでは最後に本部長からよろしくお願いいたします。

(本部長 (知事))

お疲れさまでした。

本日は新たな感染者は神奈川県で1名だということでもあります。これまでで最も少ない数字だということです。そんな中で新たなステージに入ります。しかしこれは慎重にも慎重を期して、これから徐々に徐々に経済活動を再開していくという流れを作っていきたいと思えます。

今の時点でもうすでに解除されたわけですから、解除を待ち望んでいた皆さんにとってみれば、この12時から、夜の12時からでももう解除してほしいという気持ちがあると思いますけれども、我々の一番基本的な大方針は、感染拡大防止策を皆さんに徹底してやっていたということでもあります。

そのためにあえて明日1日、時間をとってあります。1日でこれを全部周知するというのはなかなか大変でしょうけれども、それをしっかりやって、感染拡大防止をみんなで一生懸命競い合う。そういう流れの中で、利用者の皆さんはそういう頑張っているお店に行つてこれを応援しよう、そういういい流れを作っていくというのが神奈川方式だといったことをみんなで確認しながら、慎重に慎重に、人の心の問題、いのちの問題、そして経済の問題。これを両立させるためにしっかりと全庁一丸となって取り組んでいきたいと思えます。どうもご苦労様でした。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それではこれもちまして、第11回の本部会議を終了します。ありがとうございました。